

★11/29 介護の社会化をめざして ★
『介護保険をよくする信州の会』 結成のつどい



参加と平等

県推協新聞

第414号

2014年 12月 28日

毎月一回 28日発行

郵便振替口座/00580

—9—2534・障県協

購読料; 年額 360円

(会員の購読料は会費及び寄付金を含む)

発行 障害者の生活と権利を守る
 長野県連絡協議会

発行所 〒三八一〇〇三四
 長野市高田中村二七六一八
 長野県労働会館一階

電話 〇二六(二六四)五二五六
 FAX 〇二六(二六四)五二五六

発行人 松丸 道男

『介護保険をよくする信州の会』結成のつどいが十一月二十九日、サンモリッツ(安曇野)で開催されました。同会は、誰もが安心して利用できる介護の保障を求め、関係者や関心のある者が手を携えて活動を進めることをめざしています。つどいには、介護従事者、医療従事者、介護家族ほか五〇〇名が参加しました。

や制度が目指してきた、また、国民の願いである「介護の社会化(公的保障)」とは逆行しています。

つどいは、ケアセンター赤砂の職員による力強い大太鼓演奏で幕を開けました。関靖副代表の開会の挨拶に続き、「介護保険制度の根本を問う」と題し、相澤與一さん(元長野大学教授)の講演が行われました。

介護保険制度導入から十四年間、何回となく制度は「手直し」を続けてきました。「改正」される度に、保険料は値上げされ、利用料は引き上げられ、利用できるサービスは制約されてきています。今年六月、「医療・介護総合推進法」が成立し、「自助・自立」が強調され、国の責任は棚上げにされるという、社会保障の理念の根本にかかわる「大改定」が企図されています。本来、憲法の理念

相澤さんは、まず結論からとして、「一九九七年十二月に交付された介護保険法によって始まった介護保険制度は、本来『公費負担』で行うべき介護を、国民の保険料負担と応益負担に転嫁したものだ」と述べました。

また、その背景は「公費による介護給付では金がかかりすぎ、大資本本位の公共事業費や『死の兵器』を生産する軍需産業への発注費、自衛隊員を増や

紙面の案内

- ◆P1～P3; 『介護保険をよくする信州の会』結成のつどい 報告
- ◆P3～P6; JDF全国フォーラム 参加報告
- ◆P6; 介護版「雨にも負けず」
- ◆P7; 衆議院選挙の結果をどう見る
- ◆P8; お知らせコーナー (このお知らせコーナーへの情報を寄せて下さい。)





することができなくなると財界と政府が考えたため」としています。自身が英国で研究に携わっていたとき健康を害し、入院・手術を受けた体験に基づき、先進諸外国は、「医療は原則無料（公的保障）」、また、「育児手当や介護手当などの制度もある」、「日本は、育児や介護に関する休暇制度どまり」、「日本の制度は、「本来の社会保障の在り方と異なる」と述べました。

さらに、次の点を強調し、日本の『社会保障』制度の貧しさや問題点を指摘しました。

◇介護保険は、保険料を払わなければ介護給付を買えない制度。だから当然、保険料を払えない人には給付を拒否し、介護による生存権の保障を奪う制度。

◇日本は生活保護だけでしか生存権を保障していない。しかし、資産価値と収入が生活保護基準を下回る人の中で生活保護を受けている人は、たったの一五・三%に過ぎない。本来生活保護を受けられるのに受けていない人が多く、生活保護を受けられなければ介護保険も実質受けることが困難になっている。生活保護を受けられない人に餓死者が頻発している。

◇「福祉・医療・介護など社会保障のために消費税引き上げが必要」と政府は言うが、実態は大企業や富裕層の減税に使われてきている。

◇国民健康保険は今でも保険料（税）を納付できない人が多く、その上、介護保険料も一緒にとられるので、どちらも納付できず、医療にも介護にも見放され命を失う人も続出している。

◇公的年金に最低限保障がなく、生活保護基準を下回る基礎年金だけの人からも介護保険料をむしり取る。

講演の最後に、日本社会の大転換を呼びかけました。続いて、会長の合津文雄さん（長野大学教授）をコーディネーターにシンポジウムが開かれました。

介護保険制度を利用している家族の立場から、島田賢秀さんは、現在の状況を報告した後、「制度の改善より、将来的な不安がある」ことを訴えました。

介護福祉士として現場で働く松本悟さん（上田市）は、主に次の点を訴えました。

①介護現場では人材不足が深刻で、人数を確保するために、「介護は誰でもできる」扱いとなり、結果として「介護の質の低下」につながっている。

②「介護職の賃金は安い」しかし、「賃金を上げることは利用者の負担を増やすことにつながる」、「制度の仕組みそのものに問題がある」

③「介護の専門性が重視されていない」、「医療的ケアなどが介護職に持ち込まれたが、本来は医療職を配置して、実施すべきもの」、「それぞれの専門職が配置され連携して、利用者に十分な介護を保障すべきもの」

最後に、宮沢賢治の「雨にも負けず」を模した、「介護版・雨にも負けず」を紹介し、介護現場の実情を訴えました。（六ページ参照）

自治体の動きについては、安曇野市介護保険等運営協議会委員として活躍している塩原秀治さん（社会福祉法人協立福祉会事務局長）から報告がありました。

塩原さんは、国の制度改定に関わって「多くの自治体担当者も、国・厚労省の政策に対して、全面的にすべて賛成しているわけではありません。住民の立場に立って福祉行政・介護保険施策を進めていくうえで悩みながら、取組まれている」と述べました。安曇野市では、第六期介護事業計画の策定について、十月までに四回の運営協議会が開かれ、十二月の第五回協議会において、介護保険料の改定について議論が行われるところまで進んでいるとの報告でした。

「入院も在宅も」「医療も介護も」「施設も在宅も」「軽度も重度も」誰もが、その人らしく、健康で安心して、住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域包括システムをつくっていくことを呼びかけました。

コーディネーターの合津さんは、「行政の方にシンポジウムと参加していただきたいと努力



しましたが、来年から始めようとしていたのに、各自治体の取り組みが遅れていて、引き受け手がいなかった」と実情を報告しました。「国の制度の不十分さとともに、自治体の準備が整っていない中、強引に改悪を進めようとしていることの証」でもあります。

社会福祉法人「ゆいの里」役員・福澤宏敦さんは、「介護保険をよくする飯伊の会」を設立し、会場いっぱい参加者が集まった学習会の開催やアンケート調査などの取り組みについて報告しました。「会をもっと強大にし、粘り強く自治体と話し合いを行い、飯伊地域の介護保険事業者と住民の拠り所になるような活動を行いたい」と今後の抱負を語りました。フロアー参加者を含めた討議の中で、当会の原副代表から、障害者と介護保険の関係、とりわけ「六五歳問題」について報告しま

した。そして、「障害者福祉の問題も、高齢者の介護問題も、子どもたちの保育の問題も、国民全体の医療、生活保護を含めた国民福祉の課題もすべてが繋がっており、根っこは一緒」「分野ごとに運動を進めることも大切だが、一緒に手をつなぎ運動を進め、国民的な課題にしていくことが大切」と連帯を呼びかけました。

会への参加希望、要望や相談は事務局（長野県民医連）へ
〒三九〇〇八〇三 松本市元町二・九・十一 民医連会館内
☎〇二六三（三六）一三九〇

十二月四日（木）、JDF（日本障害フォーラム）は、十周年記念・障害者権利条約批准記念とした全国フォーラムを開催しました。会場の有楽町朝日ホールには全国から障害者団体の代表が参集しました。

テーマは『権利条約の批准と私たちの社会』私たち抜きに私たちのことを決めないで』でした。

午前中のプログラムは、来賓スピーチと映像等の上映でした。午後は記念シンポジウムが開かれ、JDF代表でありJDFの幹事会議長の藤井克徳さんがコーディネータを務めました。シンポジストは次の皆さんでした。

- マリア・ソレタード・レイエス（国連・障害者権利委員会委員長）
- ジユディ・ヒューマン（米国際省 国際障害者の権利に関する特別顧問）
- 林 陽子（弁護士 / 国連・女性差別撤廃委員会委員）
- 久松 三二（JDF 幹事会副議長 / 全日本ろうあ連盟常任理事）

この段階で世界一五二カ国が権利条約に批准していますが、アメリカはまだです。このことについてマリ

アさんから「オバマ大統領は十二月三日の障害者週間のためのコメントを発表。大統領は署名をしていることを誇りとしている」との報告がありました。

各シンポジスト活動報告

☆林陽子さん…女性差別撤廃条約と日本

一九七九年…国連総会で条約採択
一九八〇年…日本が署名
一九八五年…日本が批准

批准にあたり国内法整備として、国籍法改正、男女機会均等法の制定、高校学習指導要領の改正、慣習・慣行の差別撤廃がされた。そしてその間、四回の国家報告書審査批准後、間断なく日本人委員が女性差別撤廃委員会の選挙で選出されている。（林は五人目の日本人委員）

女性差別撤廃委員会から日本への勧告として、あらゆる分野への暫定的特別措置の導入（数値目標とタイムテーブル）、民法改正（選択的夫婦別姓、再婚禁止期間、婚姻年齢の男女統一、婚外子差別撤廃）などがある。

条約は、時の政府によって変らなないのでいい。
新しい課題… 複合差別、武力紛争

JDF全国フォーラム

10周年記念・障害者権利条約批准記念

報告： 竹田憲子
（県推協 事務局長）



と女性、開発とジェンダー、選択
議定書の批准、国内人権機関の設
置二〇一五年は女性差別撤廃条約
三〇周年、二〇一六年には日本審
査

☆マリアさん・権利委員会は二〇
〇九年二月、ジュネーブのパレテ
ナシオン(国連欧州事務所)に設
置された。権利委員会は国連にお
いてアクセシビリティに関する人
権理事会の調査報告にコメントす

る形で協力した。

権利条約の監視委員会・権利条約の
監視機関としての権利委員会は、条
約の実施において、その主たる機能
として締約国から提出された報告の
検討を行なった。
第一条〜第四条 一般原則と一般義
務

権利委員会は勧告の中で特に以下
の点を強調する。

○条約に従って障害者の定義を見直
すこと

○障害者にとって重要と思われる問
題に、障害者ももっと参加できるよ
うにすること

○第五条〜第三〇条 特定の権利
合理的配慮(第五条)、平等および
非差別(第五条)、障害のある女
性、障害のある子ども、意識向上、
アクセシビリティ(年齢、身体障害
の有無に関係なく、誰でも必要とす
る情報に簡単にたどりつけ、利用で
きる)、危険のある状況及び人道上
の緊急事態(十一条)、法律の前に
おける平等な承認(十二条)、身体
の自由及び安全(十四条)、拷問又
は残虐な非人道的なもしくは品位を
傷つけるとり扱い若しくは刑罰から
の自由(十五条)、個人のインテグ
リティの保護(十七条)、自立した
生活及び地域社会へのインクルー
ジョン(十九条)、インクルーシブ
な教育制度の実現(二十四条)、健康
(二十五条)、労働・雇用(二十七
条)、政治的及び公的活動への参加
(二十九条)

○第三十一条〜第三十三条

統計及びデータ収集(第三一
条)、国際協力(第三十二条)、国
内的な実施及び監視(第三十三条)
勧告の最終セクション

監視と普及・総括所見は監視に関
する段落と障害者の団体を含む社
会のあらゆる部門に向けてアクセ
シブルな形式で総括意見を広く普
及することを推奨する段落でしめ
くくられる。

●声明

二〇一四年九月の第一二会期で
権利委員会は条約の第一四条に規
定された障害のある人の身体の自
由及び安全に関して、その法理を
編集する声明を採択した。

●災害時の危険軽減

権利委員会は、二〇一五年三月
に仙台で開催される第三回国連防
災世界会議に障害を含めることに
関する声明を出した。

●人権条約の強化に関する国連決
議の執行
作業言語として英語、フランス
語、スペイン語語を使用。例外的
に二〇一五年四月にアラビア語が
検討される予定。

●最後に・・・
マクロな監視機構である権利委
員会は、条約と選択議定書にそれ

ぞれ定められているとおり、締約
国の報告と個別の通報の検討とい
う職務を継続していきます。市民
社会も(国連連合と締約国の関係
と同じように)、条約体との協力
関係を引き続き強めていく必要が
ある。

しかし、障害者の権利を認識し
主流化することの重要性のため
に、そして条約の実施における事
前的な仕組みとして「権利委員会
の職務」にも目を向けることは、
こうした活動を続ける上で非常に
意味がある。世界中の一五%の
人々になんらかの障害があること
を考慮すると、権利委員会の別の
機能を強化することは、この条約
体の相乗効果を社会全体に及ぼす
ことにつながる。

この相乗効果が、条約の国際標
準との関連で各締約国の事情に即
した形で、障害者の社会権と人権
モデルの完全実施、ならびに社会
参加やインクルーシブな環境の確
保を促す。

市民社会は、これまででもそして
今後も、権利条約を実施する上で
中心的な役割を果たし、国内外の
監視作業に大きく貢献するであ
らう。

☆久松三三さん

日本の障害者制度改革（JDFのとりくみ）国の動きとJDFの動きを対比しての報告

二〇〇六年十二月～二〇一四年一月「生きてくても生きることのできない社会。JDFは政権に対して多くの要望をしている。」

テーマー 権利条約と社会のありかた

☆林さん：条約の中身を知り、知らせていく。日本の法律、制度、慣習など、条約に満たないところの点検。

☆久松さん：チャレンジできる社会の仕組みであってほしい。日本の障害者担当は障害のない方が多い。アメリカの担当者はろう者でサブが盲者。弁護士も盲の方が多い。

☆ジュディさん：やってきたことを、ふりかえろう。障害者コミュニティは多くのことをしてきた。それが法律改正につながった。声をだす。コメントを集めた方がいい。伝えること。メディアを巻き込む。

☆マリア：障害者の人権への意識向上。人権の多様性を理解すべき。インクルーシブ教育、参加など。変化を作り上げるのは市民社会。他の人権条約と合わせていく。焦点化、重点化していく。二〇一六年からア

ジェンダー（行動計画）今度こそメジャーグループに入れてもらう。子ども、女性と完全な横並びに。人権の質、障害者の多様性を考える。貧困に関する批准、貧困層への教育、来年九月にはアジェンダーが完成する。JDFとして基本方針に対してコメントを作成しているか？また、とりまとめをしているか？

☆フロアから

△右足に障害：二三才の女性

障害所の前に一人の人間、人権は保障されるべき。条約が批准され毎日明るく楽しいものにしていくことと思った

△東京立川：黒田悦子さん

ADAが生まれる時にいた。証人です。ADAの活動ができにくくなってしまった。日本の政治は介護と消費税だと思う。

精神科で入院治療しました。介護制度は女性の地位向上の名目でできた。障害者はコミュニケーションが重要。ADA法は三〇年の間、介護制度はどうなっているのか。

☆ジャスティンさん

介護はADAとは別。健康保険と介護保険とはADAは別。介護に関してはアメリカでは新しい法律がある。ヘルスケアサービスで保険会社は拒否できなくなった。

☆日弁連：野村さん

ADAは、条約を研究して分け隔てなく共に生きていく決意表明。

テーマー 政策決定システムと権利条約

☆久松さん：チャレンジ 生きてい

くことのできる働ける環境整備。当事者が参加することを保障するシステム。手話言語条約がある。当事者が参加し、責任をもつ。

☆ジャスティンさん

基本計画に反応できる機会を逃さないでほしい。ADAの中の基本政策文書に対して意見を言うてほしい。

林さん：党首はみな女性。我々が参加したら世界はこうなるといって写真を示すべき。

☆マリアさん：十二条（法律の前における平等の承認）は最高のモラルとして考えるべき。十五条（拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰からの自由）は様々な国との比較検討すればいい。

☆フロアから

○条例を策定し四月一日から実施、県民会議を設定し、条例をつくった。当事者が中心となった。

広域相談員というポジションに障害者を。条件としては自力運動できる者という枠。公務員の採用制度の見直しが必要。（沖縄NGO代表）

○アメリカはガセントという支援





機器が発達していると聞く。当事者が声を上げて制度化することが必要と感じた。(立命館大学関係者)

☆マリアさん
バンコクでWhの障害者定義があって受け入れられないと答えた。特定秘密法のなかに、適正評価がある。

●コーディネーター藤井さんのまとめ

①あきらかに条約は、政治・行政・社会に対するイエローカードである。

②政策は何を作るかよりも誰が作るかの方が、場合によっては大事である。

③JDFへの期待。キーワードは「まごまるいじ」

長野県でも 子ども・障がい者の医療費を 窓口無料に！

岩手県の11月議会で「子ども医療費助成制度の拡充を求める岩手の会」が提出した窓口無料を求める請願が全会一致で採択されました。また、県当局は、岩手県母親連絡会が行った要請懇談会の場で「やる方向で検討している」と前向きな回答をしました。

長野県でも、子ども・障がい者の医療費を窓口無料化を進めるために、請願署名の運動をさらに進めましょう！



介護版 「雨にも負けず」

雨にも負けず
風邪にも腰痛にも負けず
夜勤の昼夜逆転にも負けず
雪にも夏の暑い日の送迎にも負けず
介護拒否にも負けず
難しい人間関係にも負けず
丈夫な心と体を持ち
もう少し給料が高かったり、休みがあったりしたらいいなと夢を見て
決して怒らず いつも静かに笑っている
一日一食から五食、不規則に食事し
決して体にいいとは言えない生活を送り
毎日が同じ流れの中での利用者の変化を見逃さず、
よく見、よく聴き、共有し、プランにつなげ、協力し、実行し
東に立ち上がるおばあさんがいれば、行って付き添い
西に退屈な顔のおじいさんがいれば、レクリエー

ションで笑顔にし
南に看取りのおばあさんがいれば、頑張りました、大丈夫と手を握り
北にナースコール頻回のおじいさんがいれば、アセスメントをとり
猛暑の時には
冷房をこまめに調節し
冬の乾燥には
加湿器に水を入れて歩き回り
災害があれば
駆け付け命をつなぎ
専門性がなく、誰でもできる仕事と呼ばれ
試験のハードルは高く
離職率、体調不良率も高く
この状況に対する国の姿勢は微妙・・・でも働いていく
そんな介護士に私はなりたい

◆先の「介護保険をよくする信州の会」で、東京の介護福祉士が作った「介護版 雨ニモマケズ」が紹介されました。現場で働く人の共感を呼んでいそうです。

衆議院選挙の結果をどう見る

—協同の輪で、福祉

・医療等の前進を—

各マスコミ報道で躍進と伝えられているのが共産党で二一議席と選挙前八議席の約二・六倍となり、予算を伴わない議案提出権を獲得しました。

■民意との整合性なし！

共同通信社は十五日、当選者のうち、立候補者アンケートで回答を寄せていた四五八人について内容を分析し各紙で公表しています。これによると、憲法の改正について、「(憲法を)変えるべきだ」八四・九%、「変えるべきでない」一四・四%。集団的自衛権について、「賛成」+「どちらかといえば賛成」が六九・四%、「反対」+「どちらかといえば反対」二七・七%などとなっています。

一方、国民の願いを同じ共同通信社が十五・十六両日に行った世論調査で見ますと、憲法改正に対し、「賛成」は三五・六%、「反対」五〇・六%となっています。集団的自衛権ほか安倍政権の安全保障政策に対しても「支持する」は三三・六%だけです。「不支持」五五・一%。

野党側を見ると、民主党は七三議席と選挙前(六一)から十一議席増やしましたが党首が落選しました。維新は、四一議席(選挙前議席数四二、一減)、次世代二議席(同二〇、十八減)、社民二(同数)、生活二(同五、三減)などとなっています。

そのほか「アベノミクス」「原発

再稼働」など様々な重要施策においても、選挙結果の当選議員の認識と各種世論調査に見られる国民の願いとは全く逆になっていることがわかります。こうした、選挙結果と民意とのかい離の原因は選挙制度の欠陥にあります。

■選挙制度の欠陥明らか

獲得した議席数と得票率から矛盾が分かります。各政党の支持率が分かり易い比例代表の得票率を見ますと、政権与党は自民党三三・一%、公明党十三・七%、合計四六・八%で半数にはなりません。にも関わらず、先に述べたとおり、議席数は両党で三分の二以上を得ています。小選挙区制という選挙制度の矛盾が、政治と国民の願いとの間に立ちはだかっているのです。

投票率(小選挙区)は前回を六・六六%下回り、五二・六六%と戦後最低を更新しました。政治への不信任やあきらめが深刻さを増しています。また、投票所の統廃合などにより投票しづらくなっています。高齢者や障害者、疾病者などの参政権を保障する仕組みの整備も急務です。

■協同の力で、社会保障の前進を！

共同通信社のアンケートでも、最優先課題として「社会保障改革」を三八・四%の議員が挙げていますが、問題は改革の内容・方向性です。多くの議員が、現在進められようとしている経済政策に原則賛成し、社会保障を公的責任で充実させるのではなく、「自立・自助」「買う福祉(市場化)」を進めようとしているように思われます。

テレビなどの報道を視聴すると、安倍首相は「国民の信任を得た」と捉え、「経済優先」の名による、新「富国強兵政策」||「社会保障の自己責任化、市場化」を強硬に進める恐れが強いと思われる。

暴走を止め、日本国憲法や国連・障害者権利条約の理念に沿った社会保障の充実を進めるためには、子ども、高齢者、障害者など様々な分野に携わる国民が協同して活動を発展させることが求められています。



お知らせコーナー



★日本障害者協議会（JD）連続講座★

時間18:30～20:30 資料代2000円

- ①1月20日（火）「日本の貧しさと生活の貧しさ」
講師：宇都宮 健児さん（元日弁連会長・反貧困ネットワーク代表）
- ②2月26日（木）「人権を守り抜くために」
講師：平沢 保治さん（国立ハンセン病資料館運営委員）
- ③3月27日（金）「どうしたら変わる、私たちの社会」
講師：樋口 恵子さん

☆詳細及び希望者は県推協事務局へ

★県推協の県との陳情懇談会★

2015年1月27日（火）13:00～

※会員はどなたでも参加できます。参加を希望される方は20日までに事務局へご連絡下さい。

★長野県社保協 総会・講演会★

期日：2015年2月8日（日）10:00～16:00

会場：長野市障害者福祉センター

※講演会（午後）の講師はJD代表の藤井克徳さん、障害者関係からの講師は初めての試みです。ぜひご参加ください。詳細は事務局へ

★年末カンパ及び会費納入のお願い★

今年度も早くも12月、県推協は、みなさまにカンパのお願いを致します。

県推協の運営は、みなさまの会費とカンパで成り立っております。このたびもよろしくお願い致します。又、2014年度の会費が未納のみなさま、よろしくお願い致します。



◎問い合わせ 県推協事務局まで

TEL/FAX 026(264)5256

E-mail: suishin2007@yahoo.co.jp